

電気最終保障供給約款および離島等供給約款の変更届出について

当社は、本日、電気事業法第20条第1項^{*1}に基づき「電気最終保障供給約款」の変更届出を、同法第21条第1項^{*2}に基づき「離島等供給約款」の変更届出を経済産業大臣に行いました。

「電気最終保障供給約款」とは、高圧または特別高圧で供給を受けるお客さまが、万一、いずれの小売電気事業者とも電気の供給に係る契約の交渉が成立しなかった場合に、当社が供給する際の料金その他供給条件を定めたものです。最終保障供給は、お客さまを保護する観点から、次の小売電気事業者との契約が開始されるまでの間、臨時的に電気を供給する契約であるため、当社供給区域のみなし小売電気事業者である東北電力株式会社（以下「東北電力」）の「臨時電力」相当の料金単価を設定しております。

また、「離島等供給約款」とは、当社供給エリアにおける離島（山形県飛島、新潟県佐渡島および粟島）のお客さまを対象に、当社が電気を供給する際の料金やその他供給条件を定めたものです。離島等供給は、電気事業法第21条第3項第1号^{*3}に基づき、東北電力の標準的な小売電気料金相当の料金単価を設定しております。

今回の主な変更内容については、以下のとおりです。

○主な変更内容**1. 最終保障供給および離島等供給（高圧・特別高圧）の燃料費等調整の見直し**

東北電力株式会社が高圧・特別高圧の燃料費等調整および電力量料金単価を見直すことに伴い、当社の最終保障供給および離島等供給（高圧・特別高圧）における燃料費等調整および電力量料金単価を見直いたします。

なお、見直し後の平均燃料価格および平均市場価格が基準となる水準と同じ場合は、お客さまのご負担は変わりません。

今回の変更届出により、2026年4月1日以降に適用される燃料費等調整単価が変更となります。

変更後の燃料費等調整単価については、3月中に下記の当社ホームページにて公開いたします。

<https://nw.tohoku-epco.co.jp/consignment/notification/>

2. 離島等供給約款の構成の見直し

当社の離島等供給約款は高圧用と特別高圧用をそれぞれ設定しておりますが、離島等供給約款〔高圧用〕および離島等供給約款〔特別高圧用〕の構成を見直し、離島等供給約款〔高圧・特別高圧用〕へ変更いたします。

なお、離島等供給約款の構成の見直しについては、現在適用中の離島等供給約款〔高圧用〕および離島等供給約款〔特別高圧用〕の供給条件を変更するものではありません。

○実施日

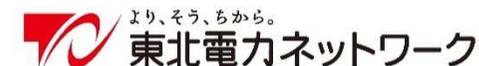
2026年4月1日より実施いたします。

以 上

- ※1 電気事業法第20条第1項（最終保障供給約款）
一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- ※2 電気事業法第21条第1項（離島等供給約款）
一般送配電事業者は、離島等供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- ※3 電気事業法21条第3項第1号（離島等供給約款）
料金の水準がその供給区域（離島等を除く。）において小売電気事業者が行う小売供給に係る料金の水準と同程度のものであること。

（別紙）最終保障供給および離島等供給における燃料費等調整の変更概要

(別紙)



最終保障供給および離島等供給における 燃料費等調整の変更概要

東北電力ネットワーク株式会社
2026年3月5日

「電気最終保障供給約款」とは

- 高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまが、万一、いずれの小売電気事業者とも供給に係る契約の交渉が成立しなかった場合に、当社が供給する際の料金その他供給条件を定めたものです。
- 最終保障供給は、お客さまを保護する観点から、次の小売電気事業者との契約が開始されるまでの間、臨時的に電気を供給する契約であるため、当社供給区域のみなし小売電気事業者である東北電力株式会社(以下、「東北電力」といいます。)の「臨時電力」相当の料金単価を設定しております。

「離島等供給約款」とは

- 当社供給エリアにおける離島(山形県飛島、新潟県佐渡島および粟島)のお客さまを対象に、当社が電気を供給する際の料金やその他供給条件を定めたものです。
- 離島等供給は、電気事業法第21条第3項第1号※に基づき、東北電力の標準的な小売電気料金相当の料金単価を設定しております。

※ 電気事業法第21条第3項第1号(離島等供給約款)

料金の水準がその供給区域(離島等を除く。)において小売電気事業者が行う小売供給に係る料金の水準と同程度のものであること。

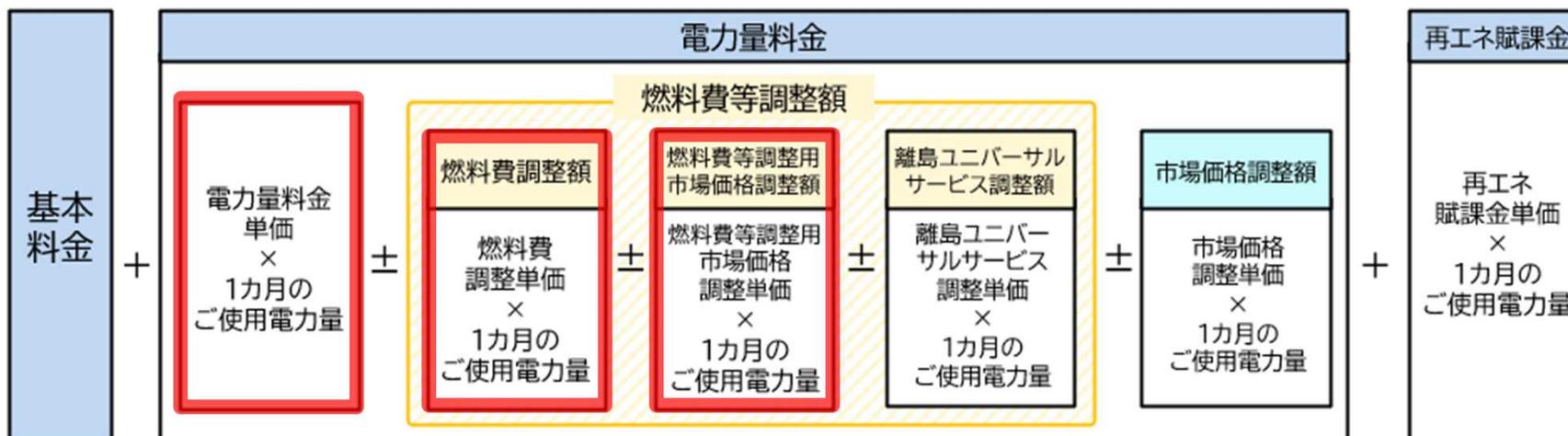
2. 高圧・特別高圧の燃料費等調整および電力量料金単価の見直し概要

p2

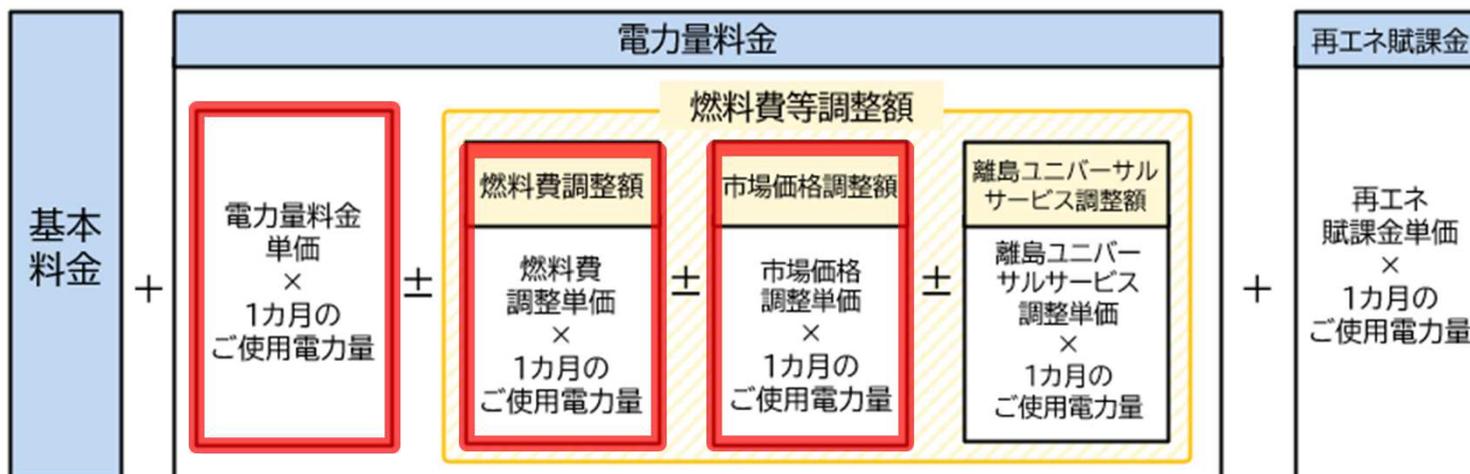
- ▶ 東北電力が、高圧・特別高圧の燃料費等調整および電力量料金単価を見直すことに伴い、当社の最終保障供給および離島等供給(高圧・特別高圧)に係る燃料費等調整および電力量料金単価を見直しいたします。

【見直しイメージ(最終保障供給)】

: 見直し箇所



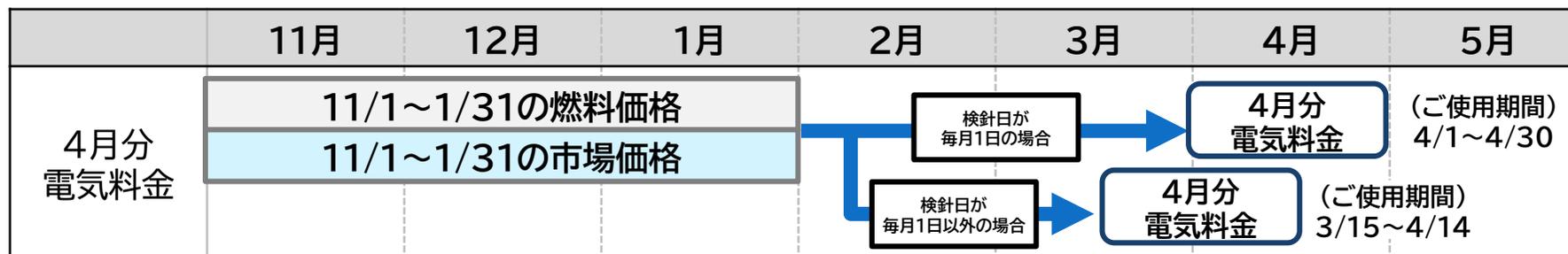
【見直しイメージ(離島等供給)】



3. 市場価格調整における平均市場価格の算定期間の見直し

- 最終保障供給における燃料費等調整用市場価格調整単価および離島等供給における市場価格調整単価(以下、総称して「市場価格調整単価」といいます。)については、現在、当該月の5カ月前からの3カ月平均の市場価格に基づき算定しております。
- 今回の見直しでは、当該月の前々月21日から前月20日までの1カ月平均の市場価格※に基づき市場価格調整単価を算定し、電気料金へ反映いたします。
 ※検針日が毎月1日以外の場合は、3カ月前の21日から前々月20日までの1カ月平均の市場価格

【現行の4月分料金算定期間(イメージ)】



【見直し後の4月分料金算定期間(イメージ)】

検針日が毎月1日の場合とそれ以外の場合とで、市場価格の算定期間が異なります。



4. 燃料費調整単価および市場価格調整単価に係る算定諸元の見直し

p4

➤ 燃料費調整単価および市場価格調整単価に係る算定諸元を以下のとおり見直しいたします。

【現行と見直し後の算定諸元】

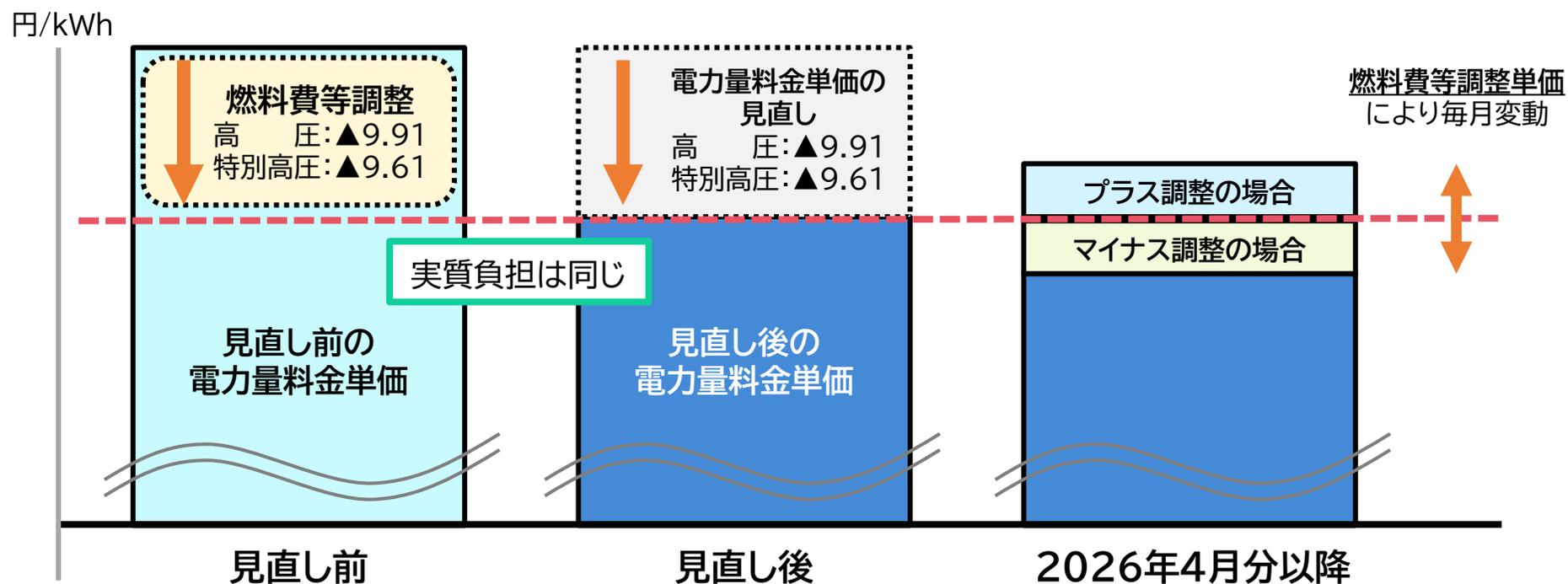
項目		現行	見直し後	
燃料費調整単価	基準燃料価格		83,500円/kl	39,300円/kl
	基準単価 (税込)	高圧	19銭0厘/kWh	18銭3厘/kWh
		特別高圧	18銭4厘/kWh	17銭6厘/kWh
	換算係数	α (原油)	0.0259	0.0202
		β (LNG)	0.2563	0.2699
		γ (石炭)	0.8915	0.8714
市場価格調整単価※	基準市場価格		21円39銭/kWh	11円51銭/kWh
	市場基準単価 (税込)	高圧	14銭6厘/kWh	12銭9厘/kWh
		特別高圧	14銭2厘/kWh	12銭4厘/kWh
	換算係数	$\delta 1$ (全日)	0.5332	0.5332
		$\delta 2$ (昼間)	0.4668	0.4668

※最終保障供給の場合は燃料費等調整用市場価格調整単価

5. 電力量料金単価の変更

- 燃料費等調整に係る算定諸元を見直すことから、電力量料金単価をあわせて変更いたします。
- なお、平均燃料価格および平均市場価格が基準となる水準と同じ場合は、お客さまのご負担は変わりません。

【見直し前後の電力量料金単価のイメージ】



※ 離島ユニバーサルサービス調整は含みません。

5. 電力量料金単価の変更（主な契約種別の見直し内容）

p6

電気最終保障供給約款の主な契約

(税込)

契約種別	区分および単位			現行単価(A)	新料金単価(B)	差(B-A)	
最終保障電力A	基本 料金	標準電圧6,000ボルト で供給を受ける場合	契約電力1キロワットにつき	2,464円44銭	2,464円44銭	0円00銭	
		標準電圧30,000ボルト で供給を受ける場合	契約電力1キロワットにつき	2,395円80銭	2,395円80銭	0円00銭	
		標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	契約電力1キロワットにつき	2,369円40銭	2,369円40銭	0円00銭	
	電力量 料金	標準電圧6,000ボルト で供給を受ける場合	夏季料金	1キロワット時につき	34円23銭	24円32銭	▲9円91銭
			その他季料金	1キロワット時につき	32円79銭	22円88銭	▲9円91銭
		標準電圧30,000ボルト で供給を受ける場合	夏季料金	1キロワット時につき	31円41銭	21円80銭	▲9円61銭
			その他季料金	1キロワット時につき	30円17銭	20円56銭	▲9円61銭
		標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	夏季料金	1キロワット時につき	30円97銭	21円36銭	▲9円61銭
			その他季料金	1キロワット時につき	29円78銭	20円17銭	▲9円61銭
	最終保障電力B	基本 料金	標準電圧6,000ボルト で供給を受ける場合	契約電力1キロワットにつき	2,847円24銭	2,847円24銭	0円00銭
標準電圧30,000ボルト で供給を受ける場合			契約電力1キロワットにつき	2,607円00銭	2,607円00銭	0円00銭	
標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合			契約電力1キロワットにつき	2,527円80銭	2,527円80銭	0円00銭	
標準電圧140,000ボルト で供給を受ける場合			契約電力1キロワットにつき	2,448円60銭	2,448円60銭	0円00銭	
電力量 料金		標準電圧6,000ボルト で供給を受ける場合	夏季料金	1キロワット時につき	31円73銭	21円82銭	▲9円91銭
			その他季料金	1キロワット時につき	30円53銭	20円62銭	▲9円91銭
		標準電圧30,000ボルト で供給を受ける場合	夏季料金	1キロワット時につき	30円30銭	20円69銭	▲9円61銭
			その他季料金	1キロワット時につき	29円18銭	19円57銭	▲9円61銭
		標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	夏季料金	1キロワット時につき	29円88銭	20円27銭	▲9円61銭
			その他季料金	1キロワット時につき	28円79銭	19円18銭	▲9円61銭
		標準電圧140,000ボルト で供給を受ける場合	夏季料金	1キロワット時につき	29円44銭	19円83銭	▲9円61銭
			その他季料金	1キロワット時につき	28円39銭	18円78銭	▲9円61銭

5. 電力量料金単価の変更（主な契約種別の見直し内容）

p7

離島等供給約款[高圧・特別高圧用]の主な契約

(税込)

契約種別	区分および単位		現行単価(A)	新料金単価(B)	差(B-A)		
業務用電力	基本料金	契約電力1キロワットにつき		2,053円70銭	2,053円70銭	0円00銭	
	電力量料金	夏季料金	1キロワット時につき	31円74銭	21円83銭	▲9円91銭	
		その他季料金	1キロワット時につき	30円54銭	20円63銭	▲9円91銭	
業務用季節別 時間帯別電力	基本料金	契約電力1キロワットにつき		2,053円70銭	2,053円70銭	0円00銭	
	電力量料金	ピーク時間	1キロワット時につき	35円49銭	25円58銭	▲9円91銭	
		昼間時間	夏季料金	1キロワット時につき	33円95銭	24円04銭	▲9円91銭
			その他季料金	1キロワット時につき	32円89銭	22円98銭	▲9円91銭
		夜間時間	1キロワット時につき		26円50銭	16円59銭	▲9円91銭

5. 電力量料金単価の変更（主な契約種別の見直し内容）

離島等供給約款[高圧・特別高圧用]の主な契約

(税込)

契約種別	区分および単位			現行単価(A)	新料金単価(B)	差(B-A)		
特別高圧季節別 時間帯別電力A	基本 料金	標準電圧30,000ボルト で供給を受ける場合	契約電力1キロワットにつき		1,996円50銭	1,996円50銭	0円00銭	
		標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	契約電力1キロワットにつき		1,974円50銭	1,974円50銭	0円00銭	
	電力量 料金	標準電圧30,000ボルト で供給を受ける場合	ピーク時間	1キロワット時につき		32円33銭	22円72銭	▲9円61銭
			昼間時間	夏季料金	1キロワット時につき	31円02銭	21円41銭	▲9円61銭
				その他季料金	1キロワット時につき	30円05銭	20円44銭	▲9円61銭
			夜間時間	1キロワット時につき		25円45銭	15円84銭	▲9円61銭
		標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	ピーク時間	1キロワット時につき		31円89銭	22円28銭	▲9円61銭
			昼間時間	夏季料金	1キロワット時につき	30円62銭	21円01銭	▲9円61銭
				その他季料金	1キロワット時につき	29円66銭	20円05銭	▲9円61銭
			夜間時間	1キロワット時につき		25円19銭	15円58銭	▲9円61銭
特別高圧電力B	基本 料金	標準電圧30,000ボルト で供給を受ける場合	契約電力1キロワットにつき		2,172円50銭	2,172円50銭	0円00銭	
		標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	契約電力1キロワットにつき		2,106円50銭	2,106円50銭	0円00銭	
		標準電圧140,000ボルト で供給を受ける場合	契約電力1キロワットにつき		2,040円50銭	2,040円50銭	0円00銭	
	電力量 料金	標準電圧30,000ボルト で供給を受ける場合	夏季料金	1キロワット時につき		28円32銭	18円71銭	▲9円61銭
			その他季料金	1キロワット時につき		27円38銭	17円77銭	▲9円61銭
		標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	夏季料金	1キロワット時につき		27円96銭	18円35銭	▲9円61銭
			その他季料金	1キロワット時につき		27円05銭	17円44銭	▲9円61銭
		標準電圧140,000ボルト で供給を受ける場合	夏季料金	1キロワット時につき		27円59銭	17円98銭	▲9円61銭
			その他季料金	1キロワット時につき		26円72銭	17円11銭	▲9円61銭

- 2026年4月1日以降の電気料金より、見直し後の最終保障供給料金単価および離島等供給料金単価を適用いたします。

電気料金単価の適用イメージ

- ✓ 3月31日までのご使用分には現行料金単価、4月1日以降のご使用分には新料金単価を適用いたします。
- ✓ 料金算定期間(前月の検針日から当月の検針日の前日まで)が4月1日をまたぐ場合は、日割計算を行います。

